

大阪市社会福祉協議会 善意銀行
令和7年度「地域の困りごと支えあい活動応援助成金」募集要領

地域には他者とのつながりの希薄さや困窮などを背景に、生活のしづらさを抱える人が多くいる。さまざまな相談支援機関が関わりのきっかけづくりや適切な支援につなげるための活動を行っているが、潜在化しているケースが多い。身近な地域における多様な活動主体による取組みをきっかけに支援や社会参加につながることも多くあり、多様な個人・団体の思いが活動につながるための支援が必要であるため、生活のしづらさを抱える人を支える活動の立上げにつながるよう助成する。

1 助成対象

大阪市内で申請事業を実施するために令和7年4月1日時点で団体立上げから1年末満もしくは令和7年度中に団体設立が可能な団体・グループで、令和7年度中に実施・完了予定の実現可能な事業を対象とする。

※1年以上活動している団体は大阪市ボランティア活動振興基金で取り扱うため、対象外とする。

※子どもの居場所（子ども食堂や学習支援等）は、本会が実施する共同募金助成事業で取り扱うため、対象外とする。

※大阪市社協が助成する大阪市ボランティア活動振興基金や共同募金助成金助成事業との重複申請は対象外とする。

※当該申請事業について行政、他団体・機関からの補助を受けている、営利を目的とする団体・グループは対象外。

活動事例

- (例) • 孤独・孤立の予防に向けた住民同士の居場所づくり、見守り活動など
• ひきこもり状態にある方への参加の場づくり
• 生活困窮世帯を支援する活動（フードドライブ・フードパンtriesなどの食糧支援など）
• 生活課題を抱える当事者・家族が集まることができる場づくり
(上記以外の活動であっても、本助成金の趣旨に沿うものであれば対象とする)

2 助成対象経費

事業の立上げ及び活動実施のために必要な経費

- ・取組みに必要な備品、消耗品費の購入、チラシ・資料印刷等の印刷製本費、郵送等の通信運搬費、講師への謝礼金 等

※団体等の通常の運営に係る経費（人件費、事務所等の家賃、光熱水費等）、市社協会長が助成対象経費として適当でないと認める経費については、助成の対象外とする。

3 助成額 250万円（1年）

- ・1団体上限20万円

4 申請条件

- (1) 申請は1団体1事業に限る。
- (2) 必要経費総額の10%以上は団体負担とする。

5 申請方法

払出申請書（第1号様式）に、①事業計画書、②収支予算書(見積書写添付)を、大阪市社会福祉協議会 地域福祉課まで提出すること。

6 申込期間

令和7年2月19日（水）～3月31日（月）まで（消印有効）

7 選考方法

申請書類に基づき、善意銀行運営委員会で事業内容及び所要経費の適正性などを重点に選考する。

8 決定通知

結果については、文書で通知する。

《決定通知後の手続きの流れ》

- (1) 「払出請求書（第3号様式）」を提出。
- (2) 事業完了後30日以内に「事業完了報告書（第4号様式）」及び必要書類を提出。
※詳しくは払出決定団体に通知する。

9 個人情報及び情報公開

申請書などに記入の個人情報は、本助成のみに使用し、他の目的には使用しない。助成先として採用された団体については、本会ホームページ及び広報誌等で紹介することがある。

10 留意事項

本助成金に係る必要な書類提出や手続きについて、指定の期日までになされない場合は一部もしくは全額返還となる場合がある。

11 その他

本助成金事業は令和6年度から3年間実施する。

《申込み・問合せ先》

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 地域福祉課（担当：上田）

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター内

電話番号 (06) 6765-5606 ファックス番号 (06) 6765-5607

ホームページ <https://www.osaka-sishakyo.jp/>

■払出対象はおむね次に記載のものです。

	対象となる経費	対象外となる経費
広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・取組み活動の周知及び啓発などに必要な費用 周知、啓発用チラシ、ポスター、冊子作成費など ・啓発のための学習会などの費用 講師への謝礼金（外部講師に支払うものに限る）（※2）、資料代、郵送費など 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部者（※1）に支払うもの ・謝礼として渡す物品（金券・菓子折りなど）
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・事業管理に資する目的の費用 パソコンやプリンターなどの購入、参加者の管理、チラシの作成など ・会場の使用料 ・活動実施に伴う通信費 ・活動者及びボランティアの交通費実費、保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体と併用する備品 ・内部者（※1）に支払うもの ・駐車場代 ・家賃 ・活動者及びボランティアの飲食費・日当・謝礼金
消耗品などの購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動実施に伴う消耗品等 チラシ・ポスターや手紙等の用紙代、はがき、学習教材など ・事業の実施に必要な食糧・食材費 ・活動運営者側の感染防止に係るもの 体温計、消毒液、アクリル板、衛生用品など 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会等会議での飲食費（喫茶店代、お茶、お菓子など） ・酒類 ・事業の実施に不要な購入物品（プレゼント、手土産など）をそのまま配布するもの
環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に関係する Web 環境を整備するための経費 パソコン、Web 会議用マイク・カメラ等の機器、照明器具など * 団体名で契約しているものに限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施場所の資産価値を高めるような改修 ・申請事業以外の団体の運営に流用できるもの

※1 内部者とは、団体を構成し運営に従事するもの

※2 謝礼金は大阪市社会福祉協議会講師謝礼の基準に基づき、1時間10,000円を上限とする。

また、交通費は、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法による。

■対象外の助成及び注意点は次のとおり

- (1) 通常の電話代や家賃、人件費などの運営経費や自らの責任において負担すべき経費は対象外となる。
- (2) 月額料のようなランニングコストが発生する物品（インターネット接続料金・契約料、携帯利用料金、コピー機やパソコンのリース料など）については対象外となる。
- (3) パソコンの購入は対象となるが、保守料は対象外とする。
- (4) 活動拠点の冷蔵庫やクーラー等の整備に係る経費において、活動者の自宅や居住先を兼ねている場合は対象外となる。
- (5) 上記の内容であっても、助成の対象外となることがある。本会から内容確認の連絡をすることがある。
- (6) 大阪市社協が助成する大阪市ボランティア活動振興基金と共同募金助成金助成事業との重複は対象外とする。